富山市省エネルギー機器等導入補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成１７年富山市規則第３６号。以下「規則」という。）第２４条の規定に基づき、富山市省エネルギー機器等導入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省エネルギー機器等　家庭用燃料電池（エネファーム）、ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）及びペレットストーブ

(2) 家庭用燃料電池（エネファーム）　都市ガス・LP ガスを燃料として使用し、発電・廃熱利用を行うシステム

(3) ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）　熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持つ機器であること

(4) ペレットストーブ　木質ペレットのみを燃料とするストーブで、薪を燃料として利用できない構造であること

(5) 子育て世帯　申請年度の４月１日時点で１８歳未満の子を有する世帯

(6) 若者夫婦世帯　申請年度の４月１日時点で夫婦のいずれかが３９歳以下である世帯

（補助金の交付）

第３条　市長は、本市の家庭部門の脱炭素化の推進に向けて、省エネルギー機器等を導入した者に対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 補助対象機器を設置した市内の住宅に居住している個人又はペレットストーブを市内の事業所等に設置した個人事業主及び法人であること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 市が実施する「チームとやまし」に登録すること。

(4) 富山市暴力団排除条例（平成２４年富山市条例第１３号）第２条に規定する暴力団若しくは暴力団員でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 省エネルギー機器等の導入にかかる設備費及び工事費に要した経費であること。

(2) 機器の増設及び設備改修ではないこと。

（3）導入機器の保証開始日が補助申請年度の前年度３月１日から補助申請年度の２月末までであること。
（4）同一の補助対象機器に対し、本市の他の補助金の交付を受けていないこと。
（補助金の額）
第６条　補助金の額は、１件当たり５万円を上限とする。
２　子育て世帯又は若者夫婦世帯に属する場合は、上記補助金額に加え、定額３万円を交付する。
（交付の申請等）
第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、別に市長が定める期限までに、富山市省エネルギー機器等導入補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（1）省エネルギー機器等導入補助金交付申請書明細書
（2）工事契約書の写し
（3）領収書の写し
（4）補助対象機器のカラー写真
（5）保証書の写し
（6）補助対象設備等のカタログの写し
（7）設置場所の地図
（8）納税証明書（原本）（発行後３月以内のものに限る。）
（9）（補助申請者が個人の場合）住民票の写し（原本）（発行後３月以内のものに限る。）
（10）（補助申請者が個人事業主の場合）所得税の確定申告書の写し
（11）（補助申請者が法人の場合）履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行後３月以内のものに限る。）
（12）その他市長が必要と認める書類
（交付の決定等）
第８条　規則第１９条の規定により、規則第５条の交付の決定及び規則第１３条の額の確定の手続を併合するものとする。
２　前項の規定により併合した規則第５条及び規則第１３条の通知は、富山市省エネルギー機器等導入補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第２号）により行うものとする。
３　市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して必要な条件を付すことができる。
（補助申請者の協力）
第９条　補助申請者は、市長から補助事業の効果検証及び市が取り組む脱炭素化の推進に係る事項について協力を求められたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、これに応じるものとする。
（補助金の交付決定の取消し）

第１０条　市長は、規則第１５条第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富山市省エネルギー機器等導入補助金取消決定通知書（様式第３号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１１条　市長は、規則第１６条の規定により補助金の返還を命ずるときは、富山市省エネルギー機器等導入補助金返還命令書（様式第４号）により、補助事業者に通知するものとする。

２　前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成１６．０６．１０会課第５号、平成１６年６月１０日付け大臣官房会計課通知）を準用し、残存簿価相当額は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）別表第１０に基づく定率法で算出する。

３　第１項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第１２条　補助申請者は、第８条第２項に規定する通知の通知日から６年を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、当該補助対象機器の処分（譲渡、交換、貸付け、廃棄、担保に供することその他の補助金の交付目的に反する行為をいう。以下同じ。）をしてはならない。

２　補助申請者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ富山市省エネルギー機器等導入補助金財産処分承認申請書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、処分を承認することと決定したときは、富山市省エネルギー機器等導入補助金財産処分承認通知書（様式第６号）により、補助申請者に通知するものとする。

４　市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。ただし、天災等による破損その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該補助対象機器を処分する場合は、この限りでない。

（補助金の経理）

第１３条　補助申請者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後６年間保存しなければならない。

（調査）

第１４条　市長は、補助金に係る予算の適正な執行を期するため、必要に応じて、補助対象機器の状況等について、調査することができる。

（細則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月２２日から施行する。